

卸売市場制度の概要

1 卸売市場の定義

卸売市場とは、野菜、果実、魚類、肉類、花き等の生鮮食料品等の卸売（生産者と小売の中間の流通）のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるもの。

※ 一般消費者に販売を行う市場は小売市場

2 卸売市場の種類と要件

(1) 中央卸売市場

都道府県、人口20万人以上の市、又はこれらが加入する一部事務組合若しくは広域連合が、農林水産大臣の許可を受けて開設する卸売市場

(2) 地方卸売市場

中央卸売市場以外の卸売市場であって、卸売場の面積が一定規模（青果市場 330 m²、水産 200 m²、食肉 150 m²、花き 200 m²）以上のものについて、都道府県知事の許可を受けて開設されるもの

(3) その他の市場（類似市場）

中央及び地方卸売市場以外の卸売市場

3 卸売市場の機能

(1) 品揃え（商品開発）機能(多種多彩な品目の豊富な品揃え)

(2) 集分荷・物流機能(大量単品目から少量多品目への迅速・確実な分荷)

(3) 価格形成機能(需給を反映した迅速かつ公正な評価による透明性の高い価格形成)

(4) 決済機能（販売代金の迅速・確実な決済）

卸売市場の仕組み（開設者と卸売業者が異なる場合）

